

青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 「SC青い森ネット」会則

(名称)

第1条 この会は、「青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」(以下「SC青い森ネット」という。)と称する。

(目的)

第2条 SC青い森ネットは、青森県内総合型地域スポーツクラブ間の情報交換や交流を図り、地域の豊かな生涯スポーツ社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 SC青い森ネットは前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 総合型クラブ間の情報交換と交流に関すること。
- (2) 総合型クラブの情報・資料収集と広報活動に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な活動。

(組織)

第4条 SC青い森ネットは、県内の総合型クラブをもって組織する。

(役員等)

第5条 SC青い森ネットに、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 運営委員 5名以内

2 役員を選任

- (1) 委員長は各クラブ推薦委員の互選とする。
- (2) 副委員長、運営委員は委員長の任命とする。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 SC青い森ネットの会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長は委員長があたり協議を行う。

(事務局)

第7条 SC青い森ネットの事務局は、財団法人青森県体育協会に置く。

(補足)

第8条 この会則に定めるもののほか、SC青い森ネットの運営に必要な事項については、役員と事務局が合議して別に定める。

附則

この会則は、平成22年3月26日から施行する。